

第110回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始／午前9時）

場所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
当社 本社3階ホール
※末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後6時まで

入力のお手間なく、議決権行使サイトにログイン！
議決権行使書用紙副票（右側）のQRコードを読み取るだけで、議決権行使サイトにログインすることができます。



- 本総会へご出席頂く場合、ご体調をご勘案の上、ご無理のないようお願い申し上げます。なお、インターネットまたは書面により、議決権を事前にご行使いただけますので、併せてご検討ください。
- 事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主の皆様には、議案への賛否にかかわらず、抽選で300名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

目次

第110回 定時株主総会 招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 取締役（社外取締役を含む 非業務執行取締役を除く。） に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件	
事業報告	24
連結計算書類等	42
監査報告書	46
ご参考	54

当社の理念

- **社 是** 昨日より今日はより良くより安く、
需要者の為に各自の職場で最善を
- **私たちの使命**
(ミッション) お客さまの期待や満足を超える感動や驚きを生み出し、
豊かな社会づくりに貢献します。
- **私たちの**
ありたい姿
(めざす企業像)
 - 一. 私たちは、たゆまぬ技術革新によって、一步先の未来を創る企業をめざします。
 - 一. 私たちは、挑戦心と独創的な発想にあふれた闊達な風土を持つ企業をめざします。
 - 一. 私たちは、企業活動に関わるすべての人びとと喜びを分かち合う企業をめざします。
- **私たちの**
持つべき価値観
(TOYO WAY)
 - 【公正さ】 社会に正しく役立つことを旨として、私心のない公明正大な行動をとる。
 - 【誇り】 会社と仕事、自分自身に高い誇りを持ち、最後まであきらめない。
 - 【主体性】 何事にも、自らが主体となって受け止め、自らが主体となって取り組む。
 - 【感謝】 人と社会に思いやりと感謝の心を持ち、誠意を込めて力を尽くす。
 - 【結束力】 仲間とともに知恵と力を結集し、常に創意工夫と改良改善を続ける。

株主の皆様へ

証券コード 5105

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

TOYO TIRE 株式会社

第110回 定時株主総会 招集ご通知



代表取締役社長 & CEO

清水隆史

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第110回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toyotires.co.jp/ir/information/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5105/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TOYO TIRE」又は「コード」に当社証券コード「5105」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本総会のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後記の「議決権行使方法のご案内」に従って、**2026年3月26日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

2026年3月5日

記

1 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始／午前9時）

2 場 所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
当社 本社3階ホール

3 目的事項 報告事項 1. 第110期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第110期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

以上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（<https://www.toyotires.co.jp/ir/information/meeting/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - 株主総会当日までの状況の変化に伴い、運営に関して事前に株主の皆様にご案内すべき事項が生じた場合は、前記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

【電子ギフトの贈呈について】

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主の皆様には、議案への賛否にかかわらず、抽選で300名様に**電子ギフト（500円相当）**を贈呈いたします。

議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ移動いたしますので、必要事項をご記入の上、ご応募ください。

議決権行使方法のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会出席
による行使

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出

開催日時

2026年3月27日（金）
午前10時（午前9時より受付）

インターネット
による行使

次頁のご案内に従って
各議案の賛否をご入力

行使期限

2026年3月26日（木）
午後6時 入力完了分まで

議決権行使書
による行使

各議案の賛否を表示の上、
ご投函

行使期限

2026年3月26日（木）
午後6時 到着分まで

- 機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。
- インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使を有効とさせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

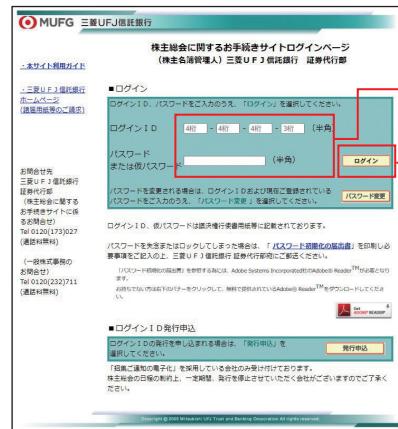
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

○通話料無料
○受付時間 午前9時～午後9時

議案及び参考事項

第1号議案 | 剰余金処分の件

当事業年度において当社は創立80周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案するとともに、これまでご支援いただきました株主の皆様へ感謝の意を表するため、1株につき普通配当65円に創立80周年記念配当5円を加えた70円とさせていただきます。

これにより、当期の年間配当金は、既に実施しました中間配当金60円を合わせて、1株につき130円となります。

1 配当財産の種類 金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	
当社普通株式1株につき	金 70円（普通配当65円、創立80周年記念配当5円）
総 額	10,779,715,030円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2026年3月30日

第2号議案 | 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役8名全員（社外取締役4名を含む）が任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を企図し、取締役1名を増員することとし、取締役9名（社外取締役5名を含む）の選任をお願いするものであります。

本議案が原案どおり承認可決された場合は、取締役全体に占める社外取締役の割合は過半数となります。

なお、取締役の員数及び候補者につきましては、取締役会の諮問機関であり、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席率
1	山田 保裕 (男性) 再任	取締役会長 株式会社フジクラ 社外取締役 (監査等委員)	100% (18回/18回)
2	清水 隆史 (男性) 再任	代表取締役社長 & CEO	100% (18回/18回)
3	守屋 学 (男性) 再任	取締役執行役員 技術統括部門管掌	100% (18回/18回)
4	蓮見 清仁 (男性) 再任	取締役執行役員 事業統括部門管掌	100% (13回/13回)
5	米田 道生 (男性) 再任 社外 独立役員	取締役 住友化学株式会社 社外取締役 (監査等委員)	100% (18回/18回)
6	荒木由季子 (女性) 再任 社外 独立役員	取締役 株式会社ナカニシ 社外取締役	100% (18回/18回)
7	本荘 武宏 (男性) 新任 社外 独立役員	大阪瓦斯株式会社 取締役会長 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役	—
8	石井 淳子 (女性) 新任 社外 独立役員	三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役 学校法人大東文化学園 理事長	—
9	片山 幹雄 (男性) 新任 社外 独立役員	株式会社Kconcept 代表取締役社長 ローランド株式会社 社外取締役 SRSホールディングス株式会社 社外取締役 スター精密株式会社 社外取締役	—

(注) 蓮見清仁氏の取締役会出席率は、2025年3月26日就任後の状況を記載しております。

候補者
番号 1やま だ やすひろ
山田 保裕 (1958年4月8日生)

再任

所有する当社の
株式の数

6,410株

取締役在任期間

7年
(本総会最終時)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1983年4月 三菱商事株式会社 入社
 2007年6月 北越製紙株式会社 (現 北越コーポレーション株式会社) 取締役
 2013年4月 三菱商事株式会社 紙・パッケージング部長
 2015年4月 同社 理事 生活商品本部長
 2018年4月 当社 常勤顧問
 2019年3月 当社 取締役会長 (現任)
 2025年6月 株式会社フジクラ 社外取締役 (監査等委員) (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社フジクラ 社外取締役 (監査等委員)

**取締役候補者
とした理由**

山田保裕氏は、主に国内外での経営に関わる豊富な経験と高い知見を有しており、2019年3月の取締役会長就任以降は、取締役会議長として円滑かつ規律ある議事の運営に務めるとともに、これまでの経験に基づく多様な視点によって取締役会での議論に参画し、取締役会の実効性を高めてまいりました。これらの知見と実績に加え、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号 2しみず たかし
清水 隆史 (1961年4月2日生)

再任

所有する当社の
株式の数

40,515株

取締役在任期間

10年4ヶ月
(本総会最終時)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1985年4月 当社 入社
 2010年4月 Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長
 2013年1月 当社 タイヤ企画本部長
 2014年3月 当社 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、欧州ビジネスユニット長
 2015年7月 当社 常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、北米ビジネスユニット長
 2015年11月 当社 代表取締役社長
 2022年3月 当社 代表取締役社長&CEO (現任)

**取締役候補者
とした理由**

清水隆史氏は、代表取締役社長就任以降、力強いリーダーシップを発揮し、当社収益の源泉である北米事業を盤石にするとともに、モビリティ分野への事業の集中と社名変更、グローバル供給体制の構築、三菱商事株式会社との資本業務提携、ESG経営の推進、ブランドイメージの刷新など、着実に経営基盤の強化と成長戦略を推し進めてまいりました。これらの知見と実績に加え、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号 **3**

もりや さとる
守屋 学 (1965年12月23日生)

再任

所有する当社の
株式の数

13,907株

取締役在任期間

5年

(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 当社 入社
2014年11月 当社 OEタイヤ開発部長
2015年 4月 当社 OEタイヤ開発部長、新車技術部長
2017年 1月 当社 技術第一本部長
2018年 2月 当社 執行役員 技術統括部門 技術第一本部長
2019年 1月 当社 執行役員 技術統括部門 技術開発本部長、商品開発本部長
2020年 2月 当社 執行役員 技術統括部門管掌
2021年 3月 当社 取締役執行役員 技術統括部門管掌 (現任)

取締役候補者
とした理由

守屋学氏は、技術開発本部長、技術統括部門管掌などの要職を歴任し、主に技術全般に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号 **4**

はすみ きよひと
蓮見 清仁 (1973年6月22日生)

再任

所有する当社の
株式の数

8,711株

取締役在任期間

1年

(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 当社 入社
2014年 1月 Toyo Tire Canada Inc. 社長
2017年 1月 当社 北米事業推進室 北米事業推進部長、Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 上級副社長
2019年 1月 当社 米州事業推進室長、Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 上級副社長
2019年 4月 当社 米州事業推進室長、Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 上級副社長、
NT Mexico S. de R.L. de C.V. 社長
2019年10月 当社 販売統括部門 米州事業推進本部長、Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 上級副社長、
NT Mexico S. de R.L. de C.V. 会長
2021年10月 当社 執行役員 事業統括部門管掌
2025年 3月 当社 取締役執行役員 事業統括部門管掌 (現任)

取締役候補者
とした理由

蓮見清仁氏は、海外子会社社長、米州事業推進本部長、事業統括部門管掌などの要職を歴任し、主に国内外におけるタイヤ事業の経営に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号 **5**

よねだ みちお
米田 道生 (1949年6月14日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社の
株式の数

0株

社外取締役
在任期間

6年
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 日本銀行 入行
2003年12月 株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）代表取締役社長
2013年1月 株式会社日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCOO
2016年12月 当社 特別顧問（非常勤）
2018年6月 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役
2018年6月 住友化学株式会社 社外監査役
2020年3月 当社 社外取締役（現任）
2025年6月 住友化学株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】

住友化学株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

米田道生氏は、株式会社日本取引所グループの取締役兼代表執行役グループCOO、及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、当社社外取締役就任以降、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらを踏まえ、引き続き独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6

あらき ゆ き こ
荒木由季子

(1960年12月13日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社の
株式の数

0株

社外取締役
在任期間

3年

(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
2006年 7月 国土交通省 総合政策局 観光経済課長
2008年 7月 山形県副知事
2012年12月 株式会社日立製作所入社 法務・コミュニケーション統括本部CSR本部長、
地球環境戦略室室員
2018年 4月 同社 理事 グローバル渉外統括本部 サステナビリティ推進本部長
2020年12月 富士製菓工業株式会社 社外取締役
2021年 3月 株式会社ナカニシ 社外取締役（現任）
2023年 3月 当社 社外取締役（現任）
2023年 6月 ヒロセ電機株式会社 社外取締役

【重要な兼職の状況】

株式会社ナカニシ 社外取締役

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

荒木由季子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり携わった行政での豊富な経験、また、株式会社日立製作所にてサステナビリティ推進本部長を務めた高い知見を有しており、当社社外取締役就任以降、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらを踏まえ、引き続き独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

7

ほんじょう たけひろ
本庄 武宏 (1954年4月13日生)

新任

社外

独立
役員

所有する当社の
株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年4月 大阪瓦斯株式会社 入社
- 2009年6月 同社 取締役 常務執行役員 エネルギー事業部長
- 2010年6月 同社 取締役 常務執行役員 リビング事業部長
- 2013年4月 同社 代表取締役 副社長執行役員
- 2015年4月 同社 代表取締役社長 社長執行役員
- 2021年1月 同社 取締役会長 (現任)
- 2021年6月 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
- 2023年11月 大阪商工会議所 副会頭 (現任)

【重要な兼職の状況】

大阪瓦斯株式会社 取締役会長、朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

本庄武宏氏は、大阪瓦斯株式会社の代表取締役社長、取締役会長を務めるなどエネルギー事業における高い知見と経営者としての豊富な経験を有しております。これらを活かして、独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

8

いし い あつ こ
石井 淳子 (1957年11月17日生)

新任

社外

独立
役員

所有する当社の
株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 労働省（現 厚生労働省）入省
- 2009年 7月 同省 大阪労働局長
- 2010年 7月 同省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
- 2012年 9月 同省 雇用均等・児童家庭局長
- 2014年 7月 同省 政策統括官（労働担当）
- 2015年10月 同省 社会・援護局長
- 2019年 6月 日鉄ソリューションズ株式会社 社外取締役
- 2020年 6月 川崎重工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
- 2021年 6月 三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役（現任）
- 2024年 6月 学校法人大東文化学園 理事長（現任）
- 2025年 6月 一般財団法人浩志会 理事長（現任）

【重要な兼職の状況】

三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役、学校法人大東文化学園 理事長

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

石井淳子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり行政に携わり、労働政策や雇用均等、少子化対策などの社会課題に長年取り組まれた豊富な経験と、複数企業や教育機関での経験を通じ、幅広い視点と高い知見を有しております。これらを活かして、独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

9

かたやま みきお
片山 幹雄 (1957年12月12日生)

新任

社外

独立
役員

所有する当社の
株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	シャープ株式会社 入社
2006年 4月	同社 代表取締役 専務取締役
2007年 4月	同社 代表取締役社長
2012年 4月	同社 取締役会長
2014年 9月	日本電産株式会社 (現 ニデック株式会社) 入社
2014年10月	同社 副会長執行役員 最高技術責任者
2015年 6月	同社 代表取締役副会長執行役員 最高技術責任者
2022年 4月	東京大学生産技術研究所 研究顧問 (現任)、 株式会社Kconcept 代表取締役社長 (現任)
2022年 9月	株式会社よしもと統合ファンド 顧問 (現任)
2023年 3月	ローランド株式会社 社外取締役 (現任)
2023年 6月	SRSホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
2025年 3月	スター精密株式会社 社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社Kconcept 代表取締役社長、ローランド株式会社 社外取締役、SRSホールディングス株式会社 社外取締役、スター精密株式会社 社外取締役

社外取締役候補者 とした理由及び期待 される役割の概要

片山幹雄氏は、シャープ株式会社の代表取締役社長、日本電産株式会社 (現 ニデック株式会社) の代表取締役副会長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と、経営・技術の両面で高い知見を有しております。これらを活かして、独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 米田道生、荒木由季子、本荘武宏、石井淳子、片山幹雄の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は米田道生、荒木由季子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、本荘武宏、石井淳子、片山幹雄の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準を満たしており、各氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定です。
4. 米田道生氏は2016年12月から2019年3月までに、当社の非常勤の特別顧問を務めましたが、在任期間中は株式会社大阪証券取引所や株式会社日本取引所グループで培われた豊富な経験と高い知見に基づき、主にコンプライアンスやガバナンス面で提言・助言を行うのみであり、業務執行は行っておりません。
5. 当社は米田道生、荒木由季子の両氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。また、本荘武宏、石井淳子、片山幹雄の各氏が選任された場合、各氏との間に同様の契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2026年4月に更新を予定しております。

(ご参考) 本総会終結後の各取締役のスキル・マトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

当社は中期経営計画において、業界屈指の経営スピードと独自性を追求することを掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。企業としての価値創造プロセスにおいては、機能連携を強みとして発揮するビジネスプロセス（事業経営活動）を通じ、社会への価値創出につなげています。これを実現していくために「企業経営」「営業・マーケティング」「研究開発」「製造・品質」「財務・会計」「法務・リスク管理」「海外経験」「DX」「サステナビリティ」など多様な領域での経験、知見、能力を有する者を取締役として適切に選任し、経営の監督機能と意思決定機能の実効性を確保するとともに、成長戦略についての議論を深められるようにしています。

なお、本総会において各候補者が選任された場合、各取締役のスキル・マトリックス（予定）は以下のとおりであります。

氏名	役員区分	社外	項目									指名報酬委員会
			企業経営	営業・マーケティング	研究開発	製造・品質	財務・会計	法務・リスク管理	海外経験	DX	サステナビリティ	
山田 保裕	取締役 会長		○	○				○	○			○
清水 隆史	代表取締役 社長 & CEO		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
守屋 学	取締役 常務執行役員		○	○	○	○				○	○	
蓮見 清仁	取締役 執行役員		○	○				○	○	○	○	
米田 道生	取締役	○	○					○	○		○	○
荒木 由季子	取締役	○	○						○		○	○
本荘 武宏	取締役	○	○					○	○		○	○
石井 淳子	取締役	○	○						○		○	○
片山 幹雄	取締役	○	○		○	○				○		○

(ご参考) 政策保有株式に関する方針

当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性を含め、合理性があると認める場合に限り、政策的な目的により株式を保有しております。また、毎年、取締役会で個別の政策保有について、その合理性を確認し、保有継続の可否の見直しを実施し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。

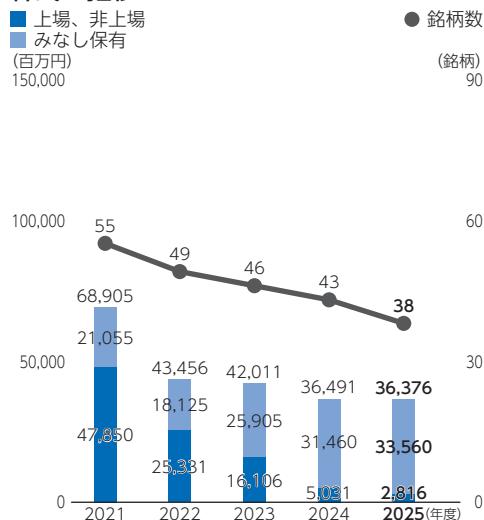
2025年度につきましても、政策保有株式を縮減（5 銘柄）し、2025年12月末時点で38銘柄、連結純資産に占める割合は0.5%（みなし保有分を含めると6.8%）となりました。

なお、政策保有株式の議決権行使にあたっては、個別に議案の趣旨及び内容等を精査し、当社及び投資先企業双方の企業価値向上に資するものであるか等を総合的に判断し、適切に行使しております。

(政策保有株式の銘柄数及び貸借対照表計上額)

区分		2021	2022	2023	2024	2025
銘柄数 (銘柄)	上場	18	13	12	10	6
	非上場	37	36	34	33	32
	合計	55	49	46	43	38
貸借対照表 計上額 (百万円)	①上場	47,499	24,983	15,764	4,701	2,486
	②非上場	350	347	342	330	330
	③みなし保有	21,055	18,125	25,905	31,460	33,560
連結純資産に 占める割合	①+②	17.0%	7.8%	4.1%	1.1%	0.5%
	①+②+③	24.5%	13.5%	10.6%	7.7%	6.8%

株式の推移



第3号議案

取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2025年3月26日開催の第109回定時株主総会において、年額900百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨、及び当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は取締役の報酬枠の範囲内で、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨をご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主利益との連動性及び業績連動性をさらに高めることを目的として、上記の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬枠の範囲内にて、対象取締役について、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権（当社の普通株式の付与のために支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭の支給を含む。）の総額は、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、別途取締役会で決定することといたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の期間を業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。）とした上で当該期間である5事業年度の最後の事業年度の経過後に、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度200百万円以内での支給に相当すると考えております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は9名（うち社外取締役5名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭報酬債権は、原則として、業績評価期間である5事業年度の最後の事業年度の経過後に、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定しており、上記株式の総数についても、このような場合を想定して定めているため、実質的には1事業年度200,000株以内の付与に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。以下同じ。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締

役への当社の普通株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本制度の概要】

本制度は、当社の中期経営計画に基づく業績の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に当社の普通株式及び金銭を交付する制度です。具体的な業績評価期間については中期経営計画の対象期間である5事業年度とし、また、業績指標（以下「業績評価指標」という。）については中期経営計画で採用した1乃至複数の業績指標その他、当社の取締役会において予め定めるものいたします。

なお、当初の業績評価期間は、2026年12月期から2030年12月期までの5年、業績評価指標は、TSR（株主総利回り）及び当社の中期経営計画の業績指標のうち当社の取締役会が定める指標とすることを予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものいたします。

（1）金銭報酬債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する現物出資のための金銭報酬債権の額を算定いたします。

① 各対象取締役に交付する当社の普通株式の数（※1）

基準交付株式数（※2）×業績目標達成度（※3）×在任期間比率（※4）×役位調整比率（※5）×株式交付割合（※6）

② 各対象取締役に支給する現物出資のための金銭報酬債権の額

各対象取締役に交付する当社の普通株式の数×交付時株価（※7）

（※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものいたします。ただし、①及び②の計算式により算出された結果に基づいて各対象取締役に金銭報酬債権の支給を行おうとする場合、本制度において付与する金銭報酬債権の額の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各対象取締役に発行又は処分する株式数を比例按分方式により按分調整することいたします。

（※2）当社の取締役会において予め定めるものいたします。

（※3）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、当社の取締役会において予め定めるものいたします。

（※4）在任期間（対象取締役の勤務期間に関し対象となる期間（以下「対象期間」という。）中における当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のうちいずれかの地位に在任した期間）に応じて、当社の取締役会において予め定めるものいたします。

- (※5) 役員変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整することができるものとし、役員変更に伴う調整を行う場合は当社の取締役会において予め定めるものとしたします。
- (※6) 本規程に基づく報酬に占める当社株式の交付割合は50%とします。
- (※7) 業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議（以下「交付取締役会決議」という。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、交付取締役会決議により決定いたします。

当社は、上記①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、以下の③の計算式に基づき、各対象取締役に交付する納税資金確保のための金銭の額を算定いたします。

- ③ 各対象取締役に支給する納税資金確保のための金銭交付としての金銭債権の額（※8）
各対象取締役に交付する当社の普通株式の数×金銭交付割合（※9）×退任時時価（※10）
 - (※8) 計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとしたします。
 - (※9) 本規程に基づく報酬に占める金銭の交付割合は50%とします。
 - (※10) 退任時時価は、対象取締役が以下に定める譲渡制限付株式割当契約を締結している場合には当該契約に基づく譲渡制限の解除日、締結していない場合には当社株式の交付日（以下「株式交付日」という。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

(2) 対象取締役に対する支給条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記（1）に基づき算出される数の当社の普通株式を発行又は処分いたします。

- ① 対象取締役が、対象期間中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員の地位にあったこと
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、対象期間中に、新たに就任した取締役が存在する場合又は取締役の役位の変更があった場合には、当該取締役の在任期間等に応じて合理的に調整した当社の普通株式を当社の取締役会において発行又は処分いたします。

また、対象期間中对象取締役が正当な理由により退任した場合（退任と同時に当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位に就任又は再任する場合及び死亡により退任する場合を除く。）、対象期間開始後株式交付日までに対象取締役が死亡により上記地位を退任した場合、又は交付取締役会決議の日において

国内非居住者である場合には、当該対象取締役又は予め定める手続に従い権利を承継する者に対して、当社の普通株式に代わり、金銭を支給するものといたします。当該取締役に支給する金銭の額は、上記金銭報酬債権に係る総額の範囲内において、基準株式数を当該取締役の在任期間等に応じて合理的に調整した数に、当該取締役の退任した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値又は交付取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて得られる金額といたします。

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、対象取締役が上記の現物出資に同意していること、及び、当社と対象取締役との間で、下記（3）に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。ただし、対象取締役が当該普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給を受ける時点において、当社の取締役その他当社取締役会が定める役職のいずれの地位にもない場合はこの限りではありません。

（3）譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除等

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、当社は、対象取締役が、任期満了又は死亡その他の正当な理由により、上記に定める地位を退任又は退職した場合には、予め定める解除時期及び解除株式数に従い譲渡制限を解除する。

③ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

④ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社の普通株式に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られた金額の金銭を支給する。

【ご参考】 執行役員に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入

本議案が原案どおり承認可決された場合には、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の制度を当社の取締役会の決議により導入する予定です。

【ご参考】 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案

本議案が原案どおり承認可決された場合には、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり変更する予定です。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び取締役会長の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬及び短期・中長期の業績連動報酬（業務執行取締役に限る）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位別の報酬テーブルに基づき支給する。基本報酬の金額は、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針
短期の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上及び中期経営計画の着実な実行に対する意識を高めるため、中期経営計画の重要業績評価指標（KPI：営業利益、営業利益率、ROE、ROIC）を反映した現金報酬（以下、賞与）とし、役員別の基準額を基に各事業年度の目標値と個人目標の達成度合い、及び個人の資質の評価に応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給する。

中長期の業績連動報酬は、中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主利益との連動性及び業績連動性をさらに高めるため、中期経営計画の重要業績評価指標（KPI：営業利益、営業利益率、ROE、ROIC）を反映した業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下、PSU）とする。毎事業年度、役員別基準額に応じたユニットを付与し、業績評価期間（2026年度～2030年度）後、ユニット数及び業績指標毎の目標達成度に応じて算定した数の株式を付与する。

4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、非金銭報酬として、業績に連動しない譲渡制限付株式報酬（以下、RS）及び業績に連動するPSUを付与する。

RSは、役員、職責に応じた基準額を設定し、当該基準額に相当する数の株式を毎年、一定の時期に付与する。

PSUについては、「3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針」に記載の通りであり、PSU付与対象者が任期満了により業績評価期間中に取締役を退任する場合など、譲渡制限付株式を付与することが適当でないときは、株式の付与に代えて金銭で支給する。また、PSUにおいては納税資金のために交付する株式の50%を金銭で支給する。

なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は取締役の報酬枠の範囲内で、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年250,000株以内とする。そのうち、PSUに係る報酬枠は、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年200,000株以内とする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役会長の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定する。なお、KPI（前出）が100%達成された場合における業務執行取締役の報酬の種類ごとの比率が概ね基本報酬：賞与：RS：PSU＝33：33：8：25となるようにする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

個人別の報酬等の内容は、取締役会決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。取締役報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任が一層強化されるよう、代表取締役社長の作成した取締役報酬等に係る原案は、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に諮問され、指名報酬委員会の答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき指名報酬委員会の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

売上高

594,923百万円

前期比 5.2%増

営業利益

97,350百万円

前期比 3.6%増

経常利益

101,328百万円

前期比 0.8%減

親会社株主に帰属する当期純利益

63,614百万円

前期比 15.0%減

当期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）における経済環境は、米国では、トランプ政権下における外交、通商政策の動向に一部不確実性がみられるものの、雇用情勢や個人消費を中心に主要経済指標は底堅く推移しました。欧州では、米国の関税政策の動向に不確実性が残るなか、インフレの安定を背景にECB（欧州中央銀行）が政策金利を据え置き、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。わが国では、米国の通商政策による影響が一部にみられるものの、雇用、所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな回復基調が続くことが期待されます。一方で、金融資本市場の変動や米国の今後の政策動向等については、引き続き注視が必要な状況です。

このような状況のもと、当社グループは2021年を起点とした5カ年の中期経営計画「中計'21」を策定し、その中で掲げた各種経営指標を実現するため、これまで培ってきた得意分野や独自性、研鑽してきた機能別組織機能、変革・強化を図ってきたガバナンスやコンプライアンス体制をベースに置きながら、取り巻く変化に迅速、かつ柔軟に適應する力を当社グループ全体で強化することに取り組みました。

その結果、当期の当社グループの売上高は594,923百万円（前期比29,564百万円増、5.2%増）となり、営業利益は97,350百万円（前期比3,369百万円増、3.6%増）、経常利益は101,328百万円（前期比789百万円減、0.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は63,614百万円（前期比11,196百万円減、15.0%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況



タイヤ事業

売上高

547,697百万円

前期比 5.4%増

営業利益

95,509百万円

前期比 3.7%増

売上高構成比

92.1%

北米市場における市販用タイヤについては、輸入関税引き上げに伴いタイヤメーカー各社で値上げが実施されましたが、未だ価格面での優位性を持つアジア品を中心とした輸入タイヤの需要が継続しております。当社では、新商品NITTO TERRA GRAPPLER G3（ニットー テラグラップラー ジースリー）やOPEN COUNTRY R/T PRO（オープンカントリー・アールティープロ）、人気商品OPEN COUNTRY A/T III（オープンカントリー・エーティースリー）など重点商品の販売量が堅調に推移し、前年度を上回る販売量となりました。また、値上げ活動が浸透したこともあり、売上高は販売量以上に前年度を上回りました。

欧州市場における市販用タイヤについては、事業再編に伴うオペレーションの変更により販売量及び売上高ともに前年度を大きく下回りました。市場では中国品を中心とした安価なタイヤの流入が続いていますが、当社はセルビア工場からの地産地消を推進し重点商品の増販を図ることで利益率の向上に取り組みました。

国内市場における市販用タイヤについては、6月の夏タイヤと9月の冬タイヤ値上げ前の駆け込み需要はありましたが、その後の反動により年間の販売量は前年度並みとなりました。また、OPEN COUNTRY（オープンカントリー）シリーズや昨年発売したPROXES CF3（プロクセス・シーエフスリー）、新商品PROXES LuK II（プロクセス・エルユーケーツー）やOBSERVE GIZ3（オブザーブ・ギズスリー）など質を重視した重点商品への販売シフトに加えて値上げの効果もあり、売上高は前年度を上回りました。

新車用タイヤについては、自動車メーカーの需要が安定したこともあり販売量は前年度並みとなりましたが、物価高騰の一部を価格に反映できたため、売上高は前年度を上回りました。

その結果、タイヤ事業の売上高は547,697百万円（前期比27,865百万円増、5.4%増）、営業利益は95,509百万円（前期比3,419百万円増、3.7%増）となりました。



自動車部品事業

売上高

47,225 百万円

前期比 3.7%増

営業利益

1,821 百万円

前期比 3.1%減

売上高構成比

7.9%

自動車部品事業については、自動車メーカーの需要が安定したことにより、売上高は47,225百万円（前期比1,699百万円増、3.7%増）と前年度を上回りました。一方で、市況及び物価高騰による原価の上昇を受けて営業利益は1,821百万円（前期比58百万円減、3.1%減）となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、合理化及び品質向上、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.の生産設備増強、デジタル・ITインフラの再構築、並びに基礎研究技術の強化を目的として実施しました。

その結果、当期の設備投資実施額は総額29,995百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当社グループにおける設備投資等の資金は、自己資金、借入金及び社債により賄っております。なお、期末における社債を含めた借入金の総額は69,747百万円で、前期末に比べ16,839百万円減少しております。

4. 対処すべき課題

当社グループの持続的成長を企図して策定した5ヵ年の中期経営計画「中計'21」が昨年終了しました。変化の激しい経営環境のなか迅速かつ柔軟な適応力を高めるとともに、企業として経済的価値、環境的価値、社会的価値の創造に努めてまいりました。中核であるタイヤと自動車部品の事業経営においては各機能別組織がケイパビリティの最大化と強固な相互連携によって当社独自の強みをさらに強化し、「中計'21」に掲げた経営指標（下表）は概ね達成することができました。

【経営指標】	【目標数値】	【達成時期等】	【2025年度実績】
連結営業利益率	14%超	2025年度	16.4%
重点商品販売構成比率	55%超	2025年度	72%
連結営業利益	600億円	2025年度	974億円
ROE	12%以上	中計'21期間中	13%
設備投資	1,940億円	中計'21期間（5ヵ年）累計	当期までの累計1,747億円
株主還元	配当性向30%以上	中計'21期間中	32%

今後、関税政策や米中貿易摩擦などの地政学リスクをはじめ、原材料価格の高騰や慢性的な人手不足など、業界を取り巻く不透明要因の拡大や著しい環境変化が予想されますが、DXやAIを駆使した革新的な業務改革および生産性向上を推進するとともに、業界屈指の経営スピードと独自性の追求をさらに推し進める5ヵ年の中期経営計画「中計'26」を基軸に据えて高利益体質を堅持してまいります。

「中計'26」の詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.toyotires.co.jp/ir/>）をご参照ください。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度 (第107期)	2023年度 (第108期)	2024年度 (第109期)	2025年度 (第110期)
売上高	(百万円)	497,213	552,825	565,358	594,923
経常利益	(百万円)	51,035	86,047	102,117	101,328
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	47,956	72,273	74,810	63,614
1株当たり当期純利益	(円)	311.51	469.42	485.86	413.10
総資産	(百万円)	598,889	645,480	722,666	753,248

(注) 第110期の状況については、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社トーヨータイヤジャパン	440百万円	100%	自動車タイヤの販売
Toyo Tire Holdings of Americas Inc.	210百万米ドル	100%	米国タイヤ事業の統括
Toyo Tire U.S.A. Corp.	25百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Nitto Tire U.S.A. Inc.	2百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Toyo Tire North America Manufacturing Inc.	150百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tire Holdings of Europe GmbH	163百万ユーロ	100%	欧州タイヤ事業の統括
Toyo Tire Serbia d.o.o.	160百万ユーロ	100% (100%)	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tyre Malaysia Sdn. Bhd.	775百万 マレーシアリングgit	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tyre Sales And Marketing Malaysia Sdn. Bhd.	30百万 マレーシアリングgit	100%	自動車タイヤの販売

(注) 議決権比率の () 内は、間接所有による議決権比率で内数であります。

7. 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、各種タイヤ及び自動車部品の製造・販売を主な事業としており、各事業分野における主要製品は、以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
タイヤ	各種タイヤ (乗用車用、ライトトラック用、トラック・バス用)
自動車部品	自動車用部品 (防振ゴム)

8. 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

(当 社)

事 務 所	本社（兵庫県伊丹市）、東京事務所（東京都品川区）、名古屋事務所（愛知県みよし市）、広島事務所（広島市東区）
工 場	仙台工場（宮城県岩沼市）、桑名工場（三重県員弁郡東員町）
研 究 所	基盤技術センター（兵庫県川西市）、タイヤ技術センター（兵庫県伊丹市）、自動車部品技術センター（愛知県みよし市）

(関係会社)

国 内	(株)トーヨータイヤジャパン（兵庫県伊丹市）、東洋ゴム化工品(株)（兵庫県加古郡稲美町）、福島ゴム(株)（福島県福島市）、オリエント工機(株)（兵庫県伊丹市）、綾部トーヨーゴム(株)（京都府綾部市）、トーヨータイヤ物流(株)（兵庫県伊丹市）、TOYO TIRE リファイン(株)（兵庫県伊丹市）
北 米	Toyo Tire Holdings of Americas Inc.、Toyo Tire U.S.A. Corp.、Nitto Tire U.S.A. Inc.、Toyo Tire North America OE Sales LLC、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.（以上、米国）、Toyo Tire Canada Inc.（カナダ）、NT Mexico S. de R.L. de C.V.（メキシコ）
海 外 欧 州 ・ ユーラシア	Toyo Tire Holdings of Europe GmbH（ドイツ）、Toyo Tire RUS LLC（ロシア）、Toyo Tire Serbia d.o.o.、Toyo Tire Sales and Marketing Europe d.o.o. Indija（以上、セルビア）
ア ジ ア ・ オセアニア	Toyo Tyre Malaysia Sdn. Bhd.、Toyo Tyre Sales And Marketing Malaysia Sdn. Bhd.（以上、マレーシア）、東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、通伊欧輪胎（上海）貿易有限公司（以上、中国）、Toyo Rubber Chemical Products (Thailand) Limited、Toyo Tire (Thailand) Co.,Ltd.（以上、タイ）、Toyo Tyre Australia PTY LTD（オーストラリア）

9. 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
タイヤ自動車部品	9,560 [651]	△470 [△90]
その他	9 [34]	△3 [2]
全社 (共通)	372 [76]	4 [7]
合計	9,941 [761]	△469 [△81]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時従業員は [] 内に外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

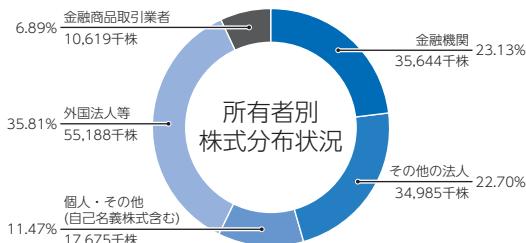
10. 主要な借入先及び借入額 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	11,900
株式会社みずほ銀行	7,800
農林中央金庫	6,100
三井住友信託銀行株式会社	3,500
株式会社SBI新生銀行	3,300
株式会社日本政策投資銀行	3,000

(注) 当社単体の金額を記載しております。

2 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 400,000,000株
2. 発行済株式の総数 154,111,029株
3. 株主数 60,114名
4. 大株主（上位10名）



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱商事株式会社	30,822	20.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	18,676	12.12
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,324	5.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	5,516	3.58
J P モルガン証券株式会社	3,656	2.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 1 0 3 1 2	3,123	2.02
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	2,728	1.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 1 0 3 1 1	2,590	1.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 3	2,542	1.65
日本証券金融株式会社	2,152	1.39

(注) 持株比率は、自己名義株式 (115,100株) を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,051株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容については、「3 会社役員に関する事項」「4.取締役及び監査役の報酬等」「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	山 田 保 裕	株式会社フジクラ 社外取締役 (監査等委員)
代表取締役社長 & CEO	清 水 隆 史	
取 締 役 執 行 役 員	守 屋 学	技術統括部門管掌
取 締 役 執 行 役 員	蓮 見 清 仁	事業統括部門管掌
取 締 役	森 田 研	
取 締 役	武 田 厚	
取 締 役	米 田 道 生	住友化学株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	荒 木 由 季 子	株式会社ナカニシ 社外取締役
常 勤 監 査 役	河 野 光 伸	
常 勤 監 査 役	高 階 智	
監 査 役	北 尾 保 博	
監 査 役	高 橋 司	勝部・高橋法律事務所 代表、株式会社日本触媒 社外監査役
監 査 役	福 田 健 次	堂島法律事務所 パートナー、株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2025年3月26日開催の第109回定時株主総会において、蓮見清仁氏が取締役、福田健次氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
- (2) 退任した取締役及び監査役
- | (氏名) | (退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況) | (退任年月日) |
|-------|---|----------------|
| 光畑 達雄 | 取締役執行役員
販売統括部門管掌 | 2025年3月26日任期満了 |
| 松葉 知幸 | 監査役
フェニックス法律事務所 弁護士、
株式会社大水 社外取締役、
特定非営利活動法人消費者ネット関西 理事長 | 2025年3月26日任期満了 |
2. 取締役のうち、森田研、武田厚、米田道生、荒木由季子の各氏は社外取締役であります。
3. 監査役のうち、北尾保博、高橋司、福田健次の各氏は社外監査役であります。
4. 取締役森田研、武田厚、米田道生、荒木由季子の各氏、及び監査役北尾保博、高橋司、福田健次の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
5. 監査役のうち、河野光伸、北尾保博の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役河野光伸氏は、過去に当社において、財務に関する業務に携わっております。
 - ・監査役北尾保博氏は、過去に他社において、財務経理に関する業務に携わっております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び取締役会長の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬及び短期・中長期の業績連動報酬（業務執行取締役に限る）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位別の報酬テーブルに基づき支給する。基本報酬の金額は、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため短期及び中長期の重要業績評価指標（KPI）（短期KPI：連結売上高及び連結営業利益。中長期KPI：営業利益率、営業利益、重点商品販売比率、及びROE）を反映した現金報酬とし、役員別の基準額を基に各事業年度の目標値と個人目標の達成度合い、及び個人の資質の評価に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に付与する。具体的金額・株式数は役員報酬全体に占める株式報酬の割合を勘案して決定する。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は取締役の報酬枠の範囲内で、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年250,000株以内とする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役会長の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定する。なお、KPI（前出）が100%達成された場合における業務執行取締役の報酬の種類ごとの比率が概ね基本報酬：短期業績連動報酬：株式報酬：中長期業績連動報酬＝40：40：10：10となるようにする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

個人別の報酬等の内容は、取締役会決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。取締役報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任が一層強化されるよう、代表取締役社長の作成した取締役報酬等に係る原案は、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に諮問され、指名報酬委員会の答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき指名報酬委員会の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	394	190	176	27	9
監 査 役	74	74	—	—	6

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記業績連動報酬等の総額は、当期において計上した役員賞与引当金の額であります。
3. 上記員数及び報酬等の総額には、社外役員（社外取締役及び社外監査役）8名に対する基本報酬74百万円が含まれております。
4. 上記には、2025年3月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
5. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
- 当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標及び達成状況については、年度計画に掲げています目標の連結売上高585,000百万円、連結営業利益85,000百万円に対し、実績は連結売上高594,923百万円、連結営業利益97,350百万円となりました。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 会社の株式に関する事項」「5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
7. 取締役の金銭報酬の額は、2025年3月26日開催の第109回定時株主総会において年額900百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。また、金銭報酬枠の範囲内で、同株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数を年250,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は4名）です。
8. 監査役の金銭報酬の額は、2025年3月26日開催の第109回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
9. 取締役会は、代表取締役社長清水隆史氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬における各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。このうち各取締役の基本報酬は、業績指標に連動しない金銭報酬であり、役位別の報酬テーブルに基づき算定しております。また、業績連動報酬（賞与）は、当社全体の業績及び個人の目標設定に対する達成度に連動して算定するとともに、個人が役員として備えておくべき資質についての体現度を代表取締役が評価しております。これは、当社全体の業績等を勘案しつつ、最終的な個人の評価を判断するものであるため、経営に関する最高責任者である代表取締役社長が行うのが適しているとの理由によるものです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

5. 取締役兼務者以外の執行役員の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	金 井 昌 之	DX・業務システム統括部門管掌、免震ゴム対策統括本部長
常 務 執 行 役 員	光 畑 達 雄	Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 会長 & CEO
常 務 執 行 役 員	高 橋 英 明	品質環境安全統括部門管掌
執 行 役 員	延 澤 洋 志	コーポレート統括部門管掌
執 行 役 員	宮 守 正 美	生産統括部門管掌
執 行 役 員	栗 林 健 太	販売統括部門管掌、欧阿中東営業本部長
執 行 役 員	宮 崎 祐 次	Toyo Tire North America Manufacturing Inc. 会長 & CEO
執 行 役 員	水 谷 保	技術統括部門 技術開発本部長
執 行 役 員	島 一 郎	技術統括部門 中央研究所長
執 行 役 員	宇 田 潤 一	事業統括部門 商品企画本部長
執 行 役 員	北 川 治 彦	コーポレート統括部門 経営基盤本部長、 コーポレートコミュニケーション部長

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	米田道生	住友化学株式会社 社外取締役（監査等委員）
社外取締役	荒木由季子	株式会社ナカニシ 社外取締役
社外監査役	高橋司	勝部・高橋法律事務所 代表、株式会社日本触媒 社外監査役
社外監査役	福田健次	堂島法律事務所 パートナー、株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役

(注) 当社と当該他の法人等との間には、重要な関係はありません。

(2) 主な活動状況

地位	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	森田研	18回中18回	—	パナソニック株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）の代表取締役専務、及び松下プラズマディスプレイ株式会社の社長を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。
社外取締役	武田厚	18回中18回	—	新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）の取締役、及び日鉄鋼板株式会社の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。

地 位	氏 名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社 外 取 締 役	米 田 道 生	18回中18回	—	株式会社日本取引所グループの取締役兼代表執行役グループCOO、及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。
社 外 取 締 役	荒 木 由 季 子	18回中18回	—	長年にわたり行政に携わった豊富な経験と、株式会社日立製作所のサステナビリティ推進本部長を務められるなどサステナビリティ推進に関する高い知見を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。
社 外 監 査 役	北 尾 保 博	18回中18回	14回中14回	大阪瓦斯株式会社において財務経理に関する業務に従事し、株式会社オージック（現 大阪ガスファイナンス株式会社）の監査役を務められるなど豊富な経験と知見から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。
社 外 監 査 役	高 橋 司	18回中18回	14回中14回	主に弁護士としての豊富な経験と高い知見から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。
社 外 監 査 役	福 田 健 次	13回中13回	10回中9回	主に弁護士としての豊富な経験と高い知見から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。

(注) 社外監査役福田健次氏の出席状況は、2025年3月26日就任後の状況を記載しております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当期に係る報酬等の額	120百万円
(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社トーヨータイヤジャパン以外のものは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、システム導入等に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等において、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5 会社の方針

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者（以下、「買付者」といいます。）としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、買付者が出現した場合の具体的な取り組みをあらかじめ定めるものではありませんが、このような場合には直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとり得る体制を整えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2025年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年12月31日現在)
資産の部		
流動資産	408,854	373,782
現金及び預金	117,256	86,636
受取手形及び売掛金	136,504	130,369
商品及び製品	92,036	86,700
仕掛品	4,348	5,011
原材料及び貯蔵品	30,327	31,133
その他	29,469	35,027
貸倒引当金	△ 1,089	△ 1,096
固定資産	344,393	348,884
有形固定資産	280,681	287,153
建物及び構築物	84,637	87,559
機械装置及び運搬具	122,819	135,122
工具、器具及び備品	13,103	13,435
土地	17,203	17,529
リース資産	328	447
使用権資産	23,235	22,277
建設仮勘定	19,353	10,781
無形固定資産	23,645	22,119
ソフトウェア	23,470	21,948
その他	174	170
投資その他の資産	40,066	39,610
投資有価証券	4,591	6,710
長期貸付金	1,129	118
退職給付に係る資産	20,265	16,951
繰延税金資産	6,108	7,781
その他	8,084	8,160
貸倒引当金	△ 113	△ 111
資産合計	753,248	722,666

科目	当期 (2025年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年12月31日現在)
負債の部		
流動負債	145,953	150,892
支払手形及び買掛金	33,716	37,725
1年内償還予定の社債	5,000	—
短期借入金	13,419	20,447
未払金	36,677	34,260
未払法人税等	9,716	12,192
役員賞与引当金	176	100
製品補償引当金	300	383
関係会社整理損失引当金	2,325	4,221
その他	44,620	41,559
固定負債	84,635	99,221
社債	20,000	25,000
長期借入金	31,327	41,139
リース債務	15,814	15,467
役員退職慰労引当金	7	7
環境対策引当金	86	86
製品補償引当金	435	699
退職給付に係る負債	3,157	3,465
繰延税金負債	6,593	6,118
その他	7,212	7,238
負債合計	230,588	250,113
純資産の部		
株主資本	429,980	386,017
資本金	55,935	55,935
資本剰余金	54,255	54,214
利益剰余金	319,894	275,986
自己株式	△ 104	△ 118
その他の包括利益累計額	92,679	86,535
その他の有価証券評価差額金	1,166	1,924
繰延ヘッジ損益	△ 64	△ 116
為替換算調整勘定	74,499	69,232
退職給付に係る調整累計額	17,077	15,495
純資産合計	522,659	472,552
負債及び純資産合計	753,248	722,666

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	(2025年1月1日から 2025年12月31日まで)	(2024年1月1日から 2024年12月31日まで)
売上高	594,923	565,358
売上原価	360,108	334,595
売上総利益	234,814	230,763
販売費及び一般管理費	137,464	136,782
営業利益	97,350	93,981
営業外収益	8,134	12,084
受取利息及び配当金	1,482	1,526
為替差益	4,679	7,989
持分法投資利益	28	57
雑益	1,944	2,510
営業外費用	4,156	3,947
支払利息	1,007	1,495
雑損	3,149	2,452
経常利益	101,328	102,117
特別利益	3,678	10,304
固定資産売却益	1,041	2,045
投資有価証券売却益	2,572	6,731
関係会社出資金譲渡益	64	—
訴訟損失引当金戻入額	—	1,432
子会社清算益	—	95
特別損失	15,766	10,837
固定資産売却損	819	—
固定資産除却損	868	1,003
減損損失	14,078	7,675
関係会社整理損	—	2,158
税金等調整前当期純利益	89,240	101,583
法人税、住民税及び事業税	22,927	29,732
法人税等調整額	2,698	△2,958
当期純利益	63,614	74,810
親会社株主に帰属する当期純利益	63,614	74,810

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2025年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年12月31日現在)
資産の部		
流動資産	185,767	168,239
現金及び預金	47,480	35,405
受取手形	1,274	1,389
売掛金	91,681	82,087
商品及び製品	13,979	14,909
仕掛品	2,060	2,295
原材料及び貯蔵品	12,738	12,275
前払費用	2,259	1,619
その他	14,292	18,257
固定資産	253,611	262,445
有形固定資産	74,432	68,885
建物	19,534	18,544
構築物	1,158	1,081
機械及び装置	26,312	25,397
車輛運搬具	435	367
工具、器具及び備品	8,128	7,748
土地	12,442	12,879
リース資産	190	272
建設仮勘定	6,231	2,593
無形固定資産	20,591	18,985
ソフトウェア	20,531	18,925
その他	60	60
投資その他の資産	158,586	174,573
投資有価証券	2,815	5,030
関係会社株式	61,712	61,712
関係会社出資金	13,773	29,411
長期貸付金	66,787	60,479
繰延税金資産	6,537	9,567
その他	7,038	11,614
貸倒引当金	△ 78	△ 3,242
資産合計	439,379	430,684

科目	当期 (2025年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年12月31日現在)
負債の部		
流動負債	74,873	72,082
電子記録債務	4,373	4,560
買掛金	21,682	24,482
1年内償還予定の社債	5,000	—
短期借入金	19,064	15,473
リース債務	99	100
未払金	10,667	9,609
未払費用	4,555	4,226
未払法人税等	6,049	10,375
前受金	108	116
預り金	1,840	2,459
役員賞与引当金	176	100
製品補償引当金	300	383
その他	954	195
固定負債	56,334	71,402
社債	20,000	25,000
長期借入金	30,500	39,000
リース債務	90	172
退職給付引当金	5,109	6,334
環境対策引当金	86	86
製品補償引当金	435	699
その他	112	110
負債合計	131,208	143,485
純資産の部		
株主資本	307,163	285,484
資本金	55,935	55,935
資本剰余金	54,050	54,009
資本準備金	33,071	33,071
その他資本剰余金	20,978	20,937
利益剰余金	197,282	175,658
その他利益剰余金	197,282	175,658
固定資産圧縮積立金	1,002	1,039
繰越利益剰余金	196,280	174,618
自己株式	△ 104	△ 118
評価・換算差額等	1,007	1,714
その他有価証券評価差額金	1,071	1,831
繰延ヘッジ損益	△ 64	△ 116
純資産合計	308,170	287,198
負債及び純資産合計	439,379	430,684

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	(2025年1月1日から 2025年12月31日まで)	(2024年1月1日から 2024年12月31日まで)
売上高	305,443	296,682
売上原価	178,783	180,176
売上総利益	126,660	116,505
販売費及び一般管理費	63,099	58,443
営業利益	63,561	58,062
営業外収益	13,439	22,520
受取利息及び配当金	6,093	13,963
雑益	7,345	8,556
営業外費用	1,988	1,363
支払利息	436	409
雑損	1,551	953
経常利益	75,012	79,219
特別利益	3,227	8,607
固定資産売却益	683	370
投資有価証券売却益	2,544	6,709
訴訟損失引当金戻入額	—	1,432
子会社清算益	—	95
特別損失	17,971	4,784
固定資産除却損	856	924
減損損失	526	685
関係会社出資金譲渡損	2,690	—
子会社整理損	—	3
関係会社貸倒引当金繰入額	460	1,036
関係会社出資金評価損	13,437	2,135
税引前当期純利益	60,267	83,042
法人税、住民税及び事業税	15,303	19,588
法人税等調整額	3,321	△1,799
当期純利益	41,642	65,253

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

TOYO TIRE 株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒川 智哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 裕人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOYO TIRE 株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOYO TIRE 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

TOYO TIRE 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒川 智哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 裕人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOYO TIRE 株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

TOYO TIRE株式会社 監査役会

常勤監査役 河野光伸 ㊞

常勤監査役 高階 智 ㊞

監査役 北尾保博 ㊞

監査役 高橋 司 ㊞

監査役 福田健次 ㊞

注) 監査役北尾保博、監査役高橋司及び監査役福田健次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing or drawing.

株主メモ

[事業年度]

毎年1月1日から同年12月31日まで

[配当基準日]

12月31日（中間配当を行う場合は6月30日）

[定時株主総会]

毎年3月

[単元株式数]

100株

[株主名簿管理人・特別口座管理機関]

三菱UFJ信託銀行株式会社

[公告方法]

電子公告

【公告掲載URL】

<https://www.toyotires.co.jp/ir/information/koukoku/>

但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

[株式に関するお問い合わせ]

お問い合わせの内容	お問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住所・氏名等のご変更 ▶ 単元未満株式の買取・買増のご請求 ▶ 配当金の受取方法のご指定 ▶ 相続に関するお手続き 	<p>お取引の証券会社等 ※特別口座に記録された株式については、 下記の三菱UFJ信託銀行 大阪証券代行部にお問い合わせください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特別口座から一般口座への振替手続き ▶ 未払配当金に関するご照会 ▶ その他株式事務に関するお問い合わせ 	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 TEL：0120-094-777（通話料無料）</p>

株主総会会場のご案内図



場所

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

TOYO TIRE 株式会社
当社 本社 3階ホール

電話：072-789-9101 (経営基盤本部 総務部)



交通

J R宝塚線 **伊丹駅**より徒歩 **7**分

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

当社では、ユニバーサルマナー検定（株主総会）の認定を受けた一部スタッフがサポートさせていただきます。



TOYO TIRE 株式会社



UD FONT

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。